

議案第13号

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月4日提出

日野町長 埴 田 淳 一

## 日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の改正が必要な理由と概要

### 1 背景及び趣旨

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日から施行されることに伴い、所要の改正を行う。

### 2 改正内容

- ・ 超過勤務の免除の対象となる子の範囲の拡大  
3歳に満たない子 ⇒ 小学校就学の始期に達するまでの子
- ・ 仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境の整備  
職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合の仕事と介護の両立支援制度等の個別の周知・意向確認

### 3 附則

施行期日 令和7年4月1日

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

日野町職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年日野町条例第21号)の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 改正前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除き第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)において同じ。)をさせてはならない。</p>                                                                                                                                            | <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条の3 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための処置を講ずることが著しく困難である場合を除き第8条第2項に規定する勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。</p>                                                                                                                                                                            |
| <p>3 略</p> <p>4 <u>前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあり、並びに第2項及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、<u>「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」と</u></p> | <p>3 略</p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員</u>について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員(職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下この項において同じ。)において常態として当該子を養育することができるものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。)が、別に定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「<u>要介護者のある職員が、別に定めるところにより、当該要介護者を介護</u>」と、「<u>深夜における</u>」とあるのは「<u>深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)</u>における」と、前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、別に定めるところ</p> |

あるのは「深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。)における」と、第2項中「当該請求をした職員の業務を処理するため  
の措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営  
に支障がある」と読み替えるものとする。

## 5 略

### (介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上  
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項について同  
じ。)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母その他別  
に定める者(第15条の3第1項において「配偶者等」という。))で負傷、  
疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日常生活を営むのに  
支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、任命権者  
が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々  
が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3回を超えず、か  
つ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間(以下「指定期間」  
という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場  
合における休暇とする。

## 2及び3 略

## 第15条の2 略

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認  
等)

第15条の3 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要と

により、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、別に  
定めるところにより、当該要介護者を介護」と読み替えるものとす  
る。

## 5 略

### (介護休暇)

第15条 介護休暇は、職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上  
婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項について同  
じ。)、父母、子、祖父母、兄弟姉妹、孫、配偶者の父母その他別  
に定める者で負傷、疾病又は老齢により別に定める期間にわたり日  
常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をす  
るため、任命権者が別に定めるところにより、職員の申出に基づき、  
要介護者の各々が当該介護を必要とする1の継続する状態ごとに、3  
回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間  
(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であ  
ると認められる場合における休暇とする。

## 2及び3 略

## 第15条の2 略

する状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第15条の4 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。